

被保険者数、保険給付費等の状況

(1) 被保険者数等

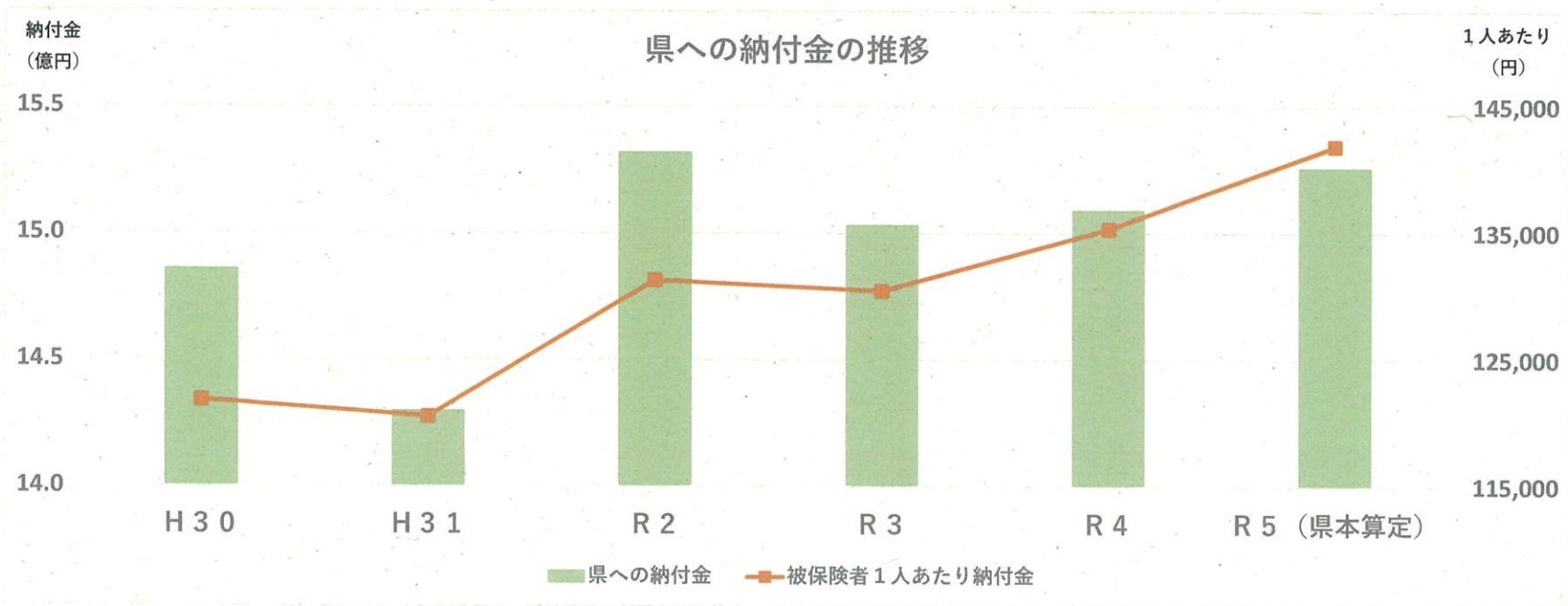
	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)		令和5年度 (推計値)	
			人数等	(全体比)	人数等	(全体比)
被保険者数(年度平均)	11,669	11,525	11,150		10,754	
(0～39歳)	(2,659)	(2,567)	(2,515)	(22.6%)	(2,481)	(23.1%)
(40～64歳)	(3,322)	(3,257)	(3,168)	(28.4%)	(3,142)	(29.2%)
(65～69歳)	(2,374)	(2,251)	(2,107)	(18.9%)	(1,961)	(18.2%)
(70～74歳)	(3,314)	(3,450)	(3,360)	(30.1%)	(3,170)	(29.5%)
世帯数(年度平均)	7,340	7,331	7,220		6,791	

(2) 保険給付費

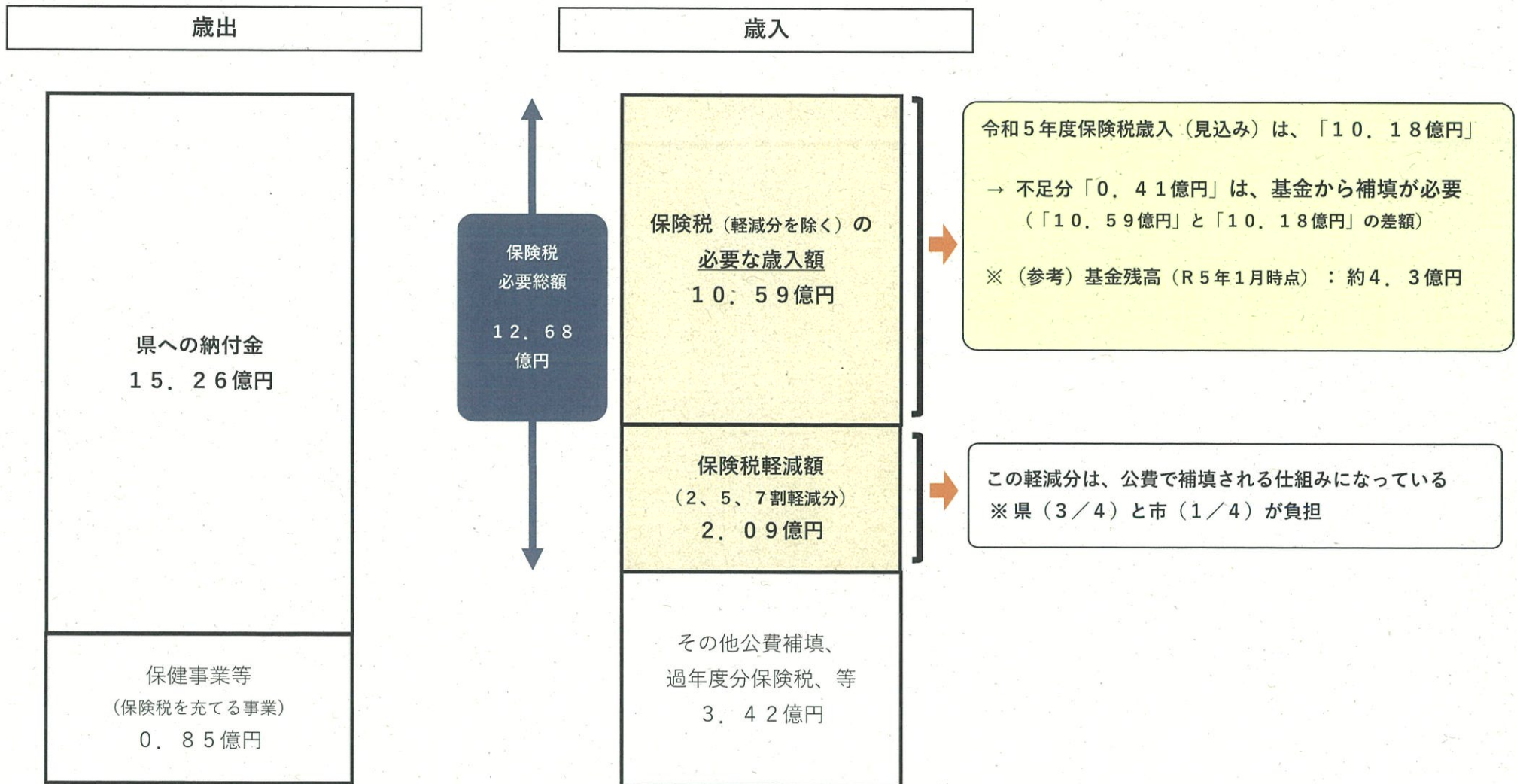
	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (推計値)	増減 (R5/R4)
1人あたり保険給付費					
(県全体)	324,781円	349,291円	351,059円	354,873円	101.1%
(古賀市)	340,817円	366,227円	372,588円	—	—

県への納付金の状況

	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5 (県本算定)
県への納付金	1,485,620,064 円	1,429,603,990 円	1,531,782,382 円	1,503,140,604 円	1,509,022,952 円	1,525,686,221 円
医療給付費分 ※ 一般分+退職分	1,052,704,706 円	1,017,403,126 円	1,095,831,730 円	1,072,313,228 円	1,080,981,000 円	1,071,820,006 円
(内訳) 後期高齢者支援金分 ※ 一般分+退職分	335,200,743 円	310,398,847 円	332,165,558 円	327,174,764 円	324,029,000 円	348,990,039 円
介護納付金分	97,714,615 円	99,807,898 円	103,685,685 円	103,210,850 円	103,675,000 円	104,876,176 円
その他 (過年度退職分の調整等) ※ 年度途中で金額確定	-	1,994,119 円	99,409 円	441,762 円	337,952 円	(未定)
被保険者数 (年度平均) ※ R 4、R 5 は見込み	12,198 人	11,865 人	11,669 人	11,525 人	11,150 人	10,754 人
被保険者 1 人あたり納付金	121,792 円	120,489 円	131,269 円	130,424 円	135,338 円	141,872 円



県への納付金と国保税の比較（令和5年度の歳出、歳入の見込み）



※ 国民健康保険特別会計における納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図（県の納付金本算定結果に基づき試算したもの）

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」の比較

区分	古賀市税率 (A) (令和5年度) ※ 令和4年度と同じ税率	県が示す標準税率 (B) (令和5年度)	比較	
			税率差 (A - B)	備考
(応能割)	所得割			
	(医療分)	8.40%	7.51%	+0.89%
	(後期支援分)	2.90%	2.78%	+0.12%
	(介護納付金分)	2.40%	2.29%	+0.11%
(応益割)	均等割 (1人あたり)			
	(医療分)	23,800 円	27,705 円	- 3,905 円
	(後期支援分)	8,600 円	9,973 円	- 1,373 円
	(介護納付金分)	13,600 円	10,460 円	3,140 円
	平等割 (1世帯あたり)			
	(医療分)	26,200 円	28,337 円	- 2,137 円
	(後期支援分)	9,400 円	10,200 円	- 800 円
(介護納付金分)	—	8,155 円	—	

※ 古賀市では、介護納付金分のみ2方式（平等割は設定していない）

・ 県が示す標準税率は、保険税算出後のおおよその割合が「応能割 : 応益割 = 45 : 55」となるように設定されている

（参考）現在の古賀市の状況（R4年度）は、「応能割 : 応益割 = 51.4 : 48.6」

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」で算出した場合の税額比較①

※ R5 予定税率で試算
 ※ 単位：円（百円未満端数未調整）

【事例①】 3人世帯：（39歳以下）2人、（未就学児）1人

（1）「給与収入」500万円の場合

給与収入（1人）	5,000,000
給与所得	3,560,000

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
① 税額	470,290	353,690	81,000	35,600

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
② 税額	454,809	322,077	94,195	38,537
標準税率にした場合の差額（② - ①）	-15,481	-31,613	+13,195	+2,937

（2）「給与収入」250万円の場合

給与収入（1人）	2,500,000
給与所得	1,670,000

※ 「2割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(256,720)	(140,120)	(81,000)	(35,600)
軽減額（2割）	(23,320)	(0)	(16,200)	(7,120)
① 税額（軽減後）	233,400	140,120	64,800	28,480

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(260,328)	(127,596)	(94,195)	(38,537)
軽減額（2割）	(26,546)	(0)	(18,839)	(7,707)
② 税額（軽減後）	233,782	127,596	75,356	30,830
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+382	-12,524	+10,556	+2,350

（3）「給与収入」100万円の場合

給与収入（1人）	1,000,000
給与所得	450,000

※ 「5割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(118,860)	(2,260)	(81,000)	(35,600)
軽減額（2割）	(58,300)	(0)	(40,500)	(17,800)
① 税額（軽減後）	60,560	2,260	40,500	17,800

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(134,790)	(2,058)	(94,195)	(38,537)
軽減額（2割）	(66,366)	(0)	(47,098)	(19,269)
② 税額（軽減後）	68,424	2,058	47,098	19,269
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+7,864	-202	+6,598	+1,469

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」で算出した場合の税額比較②

※ R5 予定税率で試算
 ※ 単位：円（百円未満端数未調整）

【事例②】 3人世帯：（40歳以上）2人、（小学生以上）1人

（1）「給与収入」500万円の場合

給与収入（1人）	5,000,000
給与所得	3,560,000

＜古賀市税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
① 税額	588,810	428,810	124,400	35,600

＜県が示す標準税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
② 税額	574,400	393,754	133,954	46,692
標準税率にした場合の差額（② - ①）	-14,410	-35,056	+9,554	+11,092

（2）「給与収入」250万円の場合

給与収入（1人）	2,500,000
給与所得	1,670,000

※ 「2割軽減」対象（均等割、平等割）

＜古賀市税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(329,880)	(169,880)	(124,400)	(35,600)
軽減額（2割）	(32,000)	(0)	(24,880)	(7,120)
① 税額（軽減後）	297,880	169,880	99,520	28,480

＜県が示す標準税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(336,638)	(155,992)	(133,954)	(46,692)
軽減額（2割）	(36,129)	(0)	(26,791)	(9,338)
② 税額（軽減後）	300,509	155,992	107,163	37,354
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+2,629	-13,888	+7,643	+8,874

（3）「給与収入」100万円の場合

給与収入（1人）	1,000,000
給与所得	450,000

※ 「5割軽減」対象（均等割、平等割）

＜古賀市税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(162,740)	(2,740)	(124,400)	(35,600)
軽減額（5割）	(80,000)	(0)	(62,200)	(17,800)
① 税額（軽減後）	82,740	2,740	62,200	17,800

＜県が示す標準税率で算出＞

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(183,162)	(2,516)	(133,954)	(46,692)
軽減額（5割）	(90,323)	(0)	(66,977)	(23,346)
② 税額（軽減後）	92,839	2,516	66,977	23,346
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+10,099	-224	+4,777	+5,546

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」で算出した場合の税額比較③

※ R5 予定税率で試算
 ※ 単位：円（百円未満端数未調整）

【事例③】 2人世帯：（60歳～64歳）2人

（1）「年金収入」200万円の場合

年金収入（1人）	2,000,000
年金所得	1,225,000

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「2割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(236,515)	(108,915)	(92,000)	(35,600)
軽減額（2割）	(25,520)	(0)	(18,400)	(7,120)
① 税額	210,995	108,915	73,600	28,480

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(242,979)	(100,011)	(96,276)	(46,692)
軽減額（2割）	(28,594)	(0)	(19,255)	(9,338)
② 税額	214,385	100,011	77,021	37,354
標準税率にした場合 の差額（② - ①）	+3,390	-8,904	+3,421	+8,874

（2）「年金収入」150万円の場合

年金収入（1人）	1,500,000
年金所得	850,000

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「5割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(185,140)	(57,540)	(92,000)	(35,600)
軽減額（5割）	(63,800)	(0)	(46,000)	(17,800)
① 税額（軽減後）	121,340	57,540	46,000	17,800

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(195,804)	(52,836)	(96,276)	(46,692)
軽減額（5割）	(71,484)	(0)	(48,138)	(23,346)
② 税額（軽減後）	124,320	52,836	48,138	23,346
標準税率にした場合 の差額（② - ①）	+2,980	-4,704	+2,138	+5,546

（3）「年金収入」100万円の場合

年金収入（1人）	1,000,000
年金所得	400,000

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「7割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(127,600)	(0)	(92,000)	(35,600)
軽減額（7割）	(89,320)	(0)	(64,400)	(24,920)
① 税額（軽減後）	38,280	0	27,600	10,680

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(142,968)	(0)	(96,276)	(46,692)
軽減額（7割）	(100,078)	(0)	(67,393)	(32,684)
② 税額（軽減後）	42,890	0	28,883	14,008
標準税率にした場合 の差額（② - ①）	+4,610	+0	+1,283	+3,328

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」で算出した場合の税額比較④

※ R5 予定税率で試算
 ※ 単位：円（百円未満端数未調整）

【事例④】 2人世帯：（65歳～74歳）2人

（1）「年金収入」200万円の場合

年金収入（1人）	2,000,000
年金所得	900,000

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「5割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(153,510)	(53,110)	(64,800)	(35,600)
軽減額（5割）	(50,200)	(0)	(32,400)	(17,800)
① 税額	103,310	53,110	32,400	17,800

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(162,256)	(48,363)	(75,356)	(38,537)
軽減額（5割）	(56,947)	(0)	(37,678)	(19,269)
② 税額	105,310	48,363	37,678	19,269
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+2,000	-4,747	+5,278	+1,469

（2）「年金収入」150万円の場合

年金収入（1人）	1,500,000
年金所得	400,000

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「7割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(100,400)	(0)	(64,800)	(35,600)
軽減額（7割）	(70,280)	(0)	(45,360)	(24,920)
① 税額（軽減後）	30,120	0	19,440	10,680

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(113,893)	(0)	(75,356)	(38,537)
軽減額（7割）	(79,725)	(0)	(52,749)	(26,976)
② 税額（軽減後）	34,168	0	22,607	11,561
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+4,048	+0	+3,167	+881

（3）「年金収入」100万円の場合

年金収入（1人）	1,000,000
年金所得	0

（もう1人分の年金は、所得換算でゼロと仮定）

※ 「7割軽減」対象（均等割、平等割）

<古賀市税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(100,400)	(0)	(64,800)	(35,600)
軽減額（7割）	(70,280)	(0)	(45,360)	(24,920)
① 税額（軽減後）	30,120	0	19,440	10,680

<県が示す標準税率で算出>

	合計	（内訳）		
		所得割	均等割	平等割
軽減前	(113,893)	(0)	(75,356)	(38,537)
軽減額（7割）	(79,725)	(0)	(52,749)	(26,976)
② 税額（軽減後）	34,168	0	22,607	11,561
標準税率にした場合の差額（② - ①）	+4,048	+0	+3,167	+881

令和5年度の制度改正等の予定

1. 国保税課税限度額の引き上げ 【令和5年4月から】

- ・「102万円」 → 「104万円」 ※ 後期高齢者支援分の課税限度額を「2万円」引き上げ。

課税年度	課税限度額合計	（医療分）		
		（後期高齢者支援分）	（介護分）	
平成31年度	96万円	(61万円)	(19万円)	(16万円)
令和2年度	99万円	(63万円)	(19万円)	(17万円)
令和3年度	99万円	(63万円)	(19万円)	(17万円)
令和4年度	102万円	(65万円)	(20万円)	(17万円)
令和5年度	104万円	(65万円)	(22万円)	(17万円)

※ 令和4年度の課税では、149世帯が後期高齢者支援分の限度額の対象（令和5年1月時点）

2. 国保税の軽減制度の基準額変更 【令和5年4月から】

- ※ 世帯の被保険者等の所得合計（前年中）が基準額以下の場合に、「均等割」と「世帯割」を軽減する制度

減額割合	現在の基準額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 28万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)



変更後の基準額（令和5年4月～）	
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 53万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3. 出産育児一時金の増額 【令和5年4月から】

- ・「42万円」 → 「50万円」 ※ 妊娠4ヵ月（85日）以上の妊婦が出産した際、加入している健康保険から支給

4. 産前産後期間の国保税減免 【令和6年1月から（予定）】

- ・産前産後の4ヵ月間、国保税の「所得割」と「均等割」が減免（制度の詳細は国が調整中）

5. マイナンバーカードと保険証の一体化

- ・国は、令和6年秋ごろに従来の保険証を原則廃止することを目指している
- ・古賀市の国保被保険者のうち、4,140人（約38%）がマイナンバーカードの保険証利用登録済 ※ 1月11日時点

6. 県の国民健康保健運営方針の見直し

- ・県の国保運営方針の見直しが見直し、令和5年度中に予定されている。（次期方針の対象期間は、令和6年度～令和11年度となる予定）

令和5年度の国民健康保険運営協議会のスケジュール等（案）について

○開催回数 4回（～6回）程度

○開催時期等 第1回を6～7月ごろに開催

○議題の予定（主なもの）

① 今後の国保税のあり方

※（参考）以下は「古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）」から要約

（1）令和4年度以降の国保税改定について

特段の事情がない限り、原則3年ごとに検討。

ただし、被保険者数の減少や1人当たり医療費の増加等、国民健康保険を取り巻く諸情勢は流動的であり、国保財政に大きな影響が生じる状況となった場合、税率の改定は弾力的に対応

（2）賦課割合（応能割と応益割の比率）について

国保税改定時に、県運営方針において示される比率（応能割：応益割＝45：55）へ徐々に近づけていく。

（3）介護納付金分の2方式・3方式について

次回の国民健康保険税率の改定時に3方式とすることについて検討。

② 古賀市データヘルス計画（国民健康保険保健事業実施計画）の見直し

※ 現計画期間 平成30年度～令和5年度（6年間）

国民健康保険財政の仕組み

当日配布資料

福岡県

歳出

県内の医療給付費等【A】
(後期高齢者支援金、介護納付金含む)

歳入

国・県等の公費
(前期高齢者交付金含む)

国保事業費納付金【B】
※ 県内各市町村からの納付金

古賀市

歳出

保険給付費【C】
約40億円

保健
事業費等

納付金【D】
約15億円

歳入

保険給付費等交付金【E】
約40億円

国・県等公費

保険税【F】
約11億円

被保険者